

<h1>静岡市報</h1>	No. 25
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例	
○静岡市税条例の一部を改正する条例	8
規 則	
○静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	14
○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則	15
○静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	17
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	26
○静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	40
○静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則	42
○静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則	43
○静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則	44
○静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	45
○静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則	46
○静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則	47
○市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	48
○静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	49
○静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	52
○静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	53
○静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	54
○静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則	58
○静岡市静岡都心における歴史まちづくりグランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則	64
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	66

○静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則	72
○静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	73
○静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則	74
○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	75
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	80
○静岡市心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則	92
○静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則	93
○静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則	94
○静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	106
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	107
○静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	108
○静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	109
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	112
○静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則	113
○静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	114
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	116
○静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	119
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	120
○静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則	129
○静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則	130
○静岡市物品管理規則の一部を改正する規則	131
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	132
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	133
○静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	139
○静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則	142

人事委員会規則

○静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	148
○静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則	149
○静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	150
○静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	151
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	153

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・155
- 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・156
- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・157

教育委員会規則

- 静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・161
- 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・162
- 静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・164
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則
・・・・・・・・・・165

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・167
- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・169
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・170

訓 令

- 静岡市立清水病院に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正・・・・・・・・172
- 静岡市表彰審査委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・175
- 静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程の一部改正・・・・・・・・176
- 静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程の一部改正・・・・・・・・177
- 静岡市公文書管理規程の一部改正・・・・・・・・・・178
- 静岡市経営会議規程の一部改正・・・・・・・・・・179
- 静岡市職員の人事記録に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・180
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に
係る請求等の手続に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・181
- 静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・182
- 静岡市生涯学習推進本部設置規程の一部改正・・・・・・・・・・183
- 静岡市公文例規程の一部改正・・・・・・・・・・184
- 静岡市政策法務推進規程の一部改正・・・・・・・・・・185
- 静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・186
- 静岡市職員の人事評価に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・187
- 静岡市職員服務規程の一部改正・・・・・・・・・・188
- 静岡市職員研修規程の一部改正・・・・・・・・・・189

○静岡市職員互助会規則施行規程の一部改正	190
○静岡市職員の児童手当事務取扱規程の一部改正	191
○静岡市建設工事監督規程の一部改正	193
○静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程の一部改正	194
○静岡市車両管理規程の一部改正	195
○静岡市緑化推進本部設置規程の一部改正	196
○静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正	197
○静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正	204
○静岡市事務事業危機管理本部設置規程の一部改正	205
○静岡市業務改善推進規程の一部改正	208
○静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正	211
○静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	212
○静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	214
○静岡市物品調達業者選定委員会規程の一部改正	215
○静岡市内部統制の実施に関する規程の一部改正	216
○静岡市危機対策本部設置規程	220

消防本部訓令

○静岡市消防航空隊規程の一部改正	226
○静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正	227
○静岡市消防局及び消防署安全管理規程の一部改正	228

告 示

○国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正	230
○静岡市建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧規程の一部改正	231
○地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	234
○静岡市土地利用委員会要綱の一部改正	235
○静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正	236
○介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	

..... 239

○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正..... 240

○児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2
項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示..... 246

○静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正..... 251

上下水道局告示

○静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機
関の指定に関する告示の一部改正..... 256

清水区選挙管理委員会告示

○静岡海区漁業調整委員会の委員の選挙における静岡市清水区の選挙投票区の区画を指定し
た告示の廃止..... 258

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第44号）

地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続等について、所要の改正を行うこととした。

条 例

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第44号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第87条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を削り、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第21項を第19項とし、第22項を第20項とする。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第23条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第25条中「平成30年法律第3号) 附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号) 附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第27条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第28条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について静岡市税条例の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第44号)による改正前の静岡市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第28条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第28条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第28条の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年

度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第30条中「同条第1項」を「附則第28条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第30条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第30条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第33条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第35条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項」に、「、第37項から第39項まで」を「から第35項まで、第37項、第39項」に、「、第44項、第47項若しくは第48項」を「若しくは第43項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に、同条第2項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に、同条第3項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に、同条第4項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第36条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第37条中「平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第38条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税

標準額)」を加える。

附則第39条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第13号

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市児童発達支援センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(通所特定費用の額)」に改め、同条中「第3条第1号に規定するサービスに係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項」を「第7条第2項第1号に規定する」に改め、「額」の次に「として規則で定める額」を加える。

第5条の2の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第7条」を「第7条第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表中「特定費用」を「通所特定費用」に改める。

様式第2号中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の静岡市児童発達支援センター条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第14号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則（平成15年静岡市規則第178号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「利用料金に」を「条例第10条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）に」に、「条例第10条第3項」を「同条第3項」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書（様式第2号）」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書（様式第1号）」に改め、同条第2項中「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認証（様式第3号）」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認証（様式第2号）」に改め、同条第4項中「駿府匠宿」を「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」（以下「駿府匠宿」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第2項中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書（様式第4号）」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書（様式第3号）」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改め、同条を第6条とする。

- (1) 工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書（様式第4号）
- (2) 工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書（様式第5号）

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書」に、「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

利用料金承認証」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認証」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書」に、「第7条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書」を「工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書」に改め、同様式を様式第5号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第15号

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条中「第7条」を「第7条第1項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「利用者負担額に関する事項」を削り、「利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額等決定通知書」に改める。

第7条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条中「利用者負担額に関する事項」を削り、「利用者負担額変更通知書」を「利用者負担額等変更通知書」に改める。

第8条第2項中「教育・保育認定変更通知書兼支給認定証」を「教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証」に改め、同条第3項中「教育・保育認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第16条第1項中「特定教育保育施設変更届」を「特定教育・保育施設変更届」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定教育・保育施設の辞退）

第16条の2 法第36条の規定により特定教育・保育施設に係る法第27条第1項の確認を辞退しようとする者は、特定教育・保育施設辞退届出書（様式第24号の2）を市長に提出しなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

（特定地域型保育事業者の辞退）

第19条の2 法第48条の規定により特定地域型保育事業者に係る法第29条第1項の確認を辞退しようとする者は、特定地域型保育事業者辞退届出書（様式第30号の2）を市長に提出しなければならない。

第20条の3の見出し中「特定教育・保育支援提供者」を「特定子ども・子育て支援」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定子ども・子育て支援施設等の辞退）

第20条の4 法第58条の6第1項の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を辞退しようとする者は、特定子ども・子育て支援施設等辞退届出書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。

様式第6号中「利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額等決定通知書」に、

「子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額について次のとおり決定したので、子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定により通知します。」を

「子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等について次のとおり決定したので、子ども・子育て支援法施行規則第7条第1項第13条第1項において読み替えて準用する同令

に、

第7条第1項の規定により通知します。」

「

階層区分等	階層
-------	----

を

」

「

階層区分等	階層
副食費免除区分	

に

」

改める。

様式第8号中「利用者負担額変更通知書」を「利用者負担額等変更通知書」に、

「子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額について次のとおり変更したので、子ども・子育て支援法施行規則第9条第4項の規定により通知します。」を

「子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等について次のとおり変更したので、子ども・子育て支援法施行規則第9条第4項第11条第3項において準用する同令第9条第4

に、

項の規定により通知します。」

「

階層区分等	階層
-------	----

を

」

「

階層区分等	階層
副食費免除区分	
変更事由	

に

」

改める。

様式第24号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第30号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第35号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「総務局関係出先機関」を「市長公室関係出先機関」に改める。

第2条第2項中「設けられた」の次に「公室及び総室並びに」を加える。

第3条中「各号に掲げる」の次に「公室及び総室並びに」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 市長公室

課名	係名
秘書課	連携調整係 秘書係
広報課	報道広報係 広報紙係 広聴係 シティプロモーション係

(2) 危機管理総室

危機管理総室	係名
	危機政策係 危機対策係 危機情報・施設係

第3条第11号の表中

「

技術政策課	研修・積算係 検査係 企画係
-------	----------------

」を

「

技術政策課	研修・積算係 土木検査係 建築設備検査係 企画係
-------	--------------------------

」に、

「

道路部	道路計画課	総務係 道路企画係 道路整備係 高規格道路推進係 中央新幹線関連道路推進室	を
-----	-------	---------------------------------------	---

」

「

道路部	道路計画課	総務係 企画係 整備係 高規格道路推進係 中央新幹線関連道路推進室	に
-----	-------	-----------------------------------	---

」

改め、同号を同条第13号とし、同条第10号の表中

「

	住宅政策課	企画係 住まいまちづくり係 管理係 収納係 空き家対策係	を
	公共建築課	建築企画係 葵工務係 駿河工務係 清水工務係 木造建築係	

」

「

	住宅政策課	企画係 市営住宅整備推進係 住まいまちづくり係 管理係 収納係 空き家対策係	に
	公共建築課	建築企画係 工務第1係 工務第2係 工務第3係 工務第4係	

」

改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の表中

「

本部又は部名	課名	係又は室名	を
海洋文化都市推進本部		政策係 施設係 海洋文化施設建設室 海洋産業係 ウォーターフロント振興係	
商工部	産業政策課	調整係 企画係 新産業係 中小企業支援係	
	産業振興課	工業振興係 立地環境整備係 企業立地係 地場産業係	

」

	商業労政課	商業・まちなか活性化係 雇用労働政策係
--	-------	---------------------

「

部名	課名	係又は室名
商工部	産業政策課	調整係 企画係 新産業係 地場産業係
	産業振興課	工業振興係 中小企業支援係 立地環境整備係 企業立地係
	商業労政課	商業・まちなか活性化係 雇用労働政策係
海洋文化都市推進部	海洋文化都市政策課	企画係 工事係 海洋ミュージアム建設室 みなと振興係 みなと色彩係

に

改め、同号を同条第11号とし、同条第8号の表中

「

こども園課	総務係 管理第1係 管理第2係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 小島こども園 折戸こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 三保こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東部こ
-------	---

を

ども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園
--

こども園課	総務係 管理第1係 管理第2係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 小島こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東部こども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園
-------	--

改め、同号を同条第10号とし、同条第7号の表中

地域包括ケア推進本部	在宅医療・介護連携推進係 地域支え合い推進係
------------	------------------------

「

地域包括ケア推進本部		企画係 在宅医療・介護連携推進係 地域支え合い推進係	に、
------------	--	----------------------------	----

」

「

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	を
---------	---------	------------------------------	---

」

「

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 新型コロナウイルス感染症対策室 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	に
---------	---------	--	---

」

改め、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の表中

「

観光・MICE推進課	調整係 MICE・観光企画係 観光振興係 東海道歴史街道係 観光施設係	を
------------	-------------------------------------	---

」

「

観光・MICE推進課	調整係 企画係 振興・MICE係 東海道歴史街道係 施設係	に、
------------	-------------------------------	----

」

「

文化振興課	文化交流係 施設管理係 芹沢銈介美術館	を
スポーツ振興課	スポーツ政策係 スポーツ推進係 施設第1係 施設第2係	

」

「

文化振興課	振興係 施設係 芹沢銈介美術館	に
スポーツ振興課	企画係 推進係 施設第1係 施設第2係	

」

改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 総務局

課名	係名
総務課	総務・文書・調整係 組織管理係 行財政改革推進係
コンプライアンス推進課	行政手続・審理係 内部統制係
政策法務課	法規係 訟務係
人事課	人事第1係 人事第2係 給与係 人材育成係
職員厚生課	安全衛生推進係 福利係

(4) 企画局

課名	係又は室名
企画課	政策企画・調整係 広域行政係 移住・事業推進係 統計分析係
アセットマネジメント推進課	公共資産経営係 公民連携推進係 清水庁舎建設室
デジタル化推進課	地域デジタル化推進係 デジタル市役所推進係
システム管理課	システム係 セキュリティ係

第4条中「地域包括ケア推進本部及び海洋文化都市推進本部」を「危機管理総室及び地域包括ケア推進本部」に改め、同条総務局の所掌事務の前に次のように加える。

市長公室

秘書課

- (1) 組織間の連携調整及び取りまとめに関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 儀礼及び交際に関すること。
- (4) 渉外事務に関すること。
- (5) 名誉市民に関すること。
- (6) 表彰者の処遇及び表彰審査委員会に関すること。
- (7) 市長公室における政策立案の調整等に関すること。
- (8) 市長公室内の連絡調整及び取りまとめに関すること。
- (9) 市長公室の組織及び人事の取りまとめに関すること。

- (10) 市長公室の予算及び決算に関すること。
- (11) 市長公室の危機管理に関すること。
- (12) 市長公室の政策法務の推進に関すること。
- (13) 市長公室の庶務に関すること。

広報課

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 広聴活動に関すること。
- (4) シティプロモーションの推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5) シティプロモーションに係る東京事務所との連絡調整に関すること。

危機管理総室

- (1) 防災その他の危機管理（以下危機管理総室の所掌事務において「危機管理」という。）の総括に関すること。
- (2) 危機管理における組織間の連携調整及び取りまとめに関すること。
- (3) 危機管理に係る企画及び調整に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (4) 地震災害警戒本部、災害対策本部その他の危機管理に係る対策本部の設置及び会議の運営に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (5) 危機に係る情報の収集及び発信に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (6) 危機管理に係る職員研修に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (7) 国民保護協議会及び国民保護計画に関すること。
- (8) 防災会議及び地域防災計画に関すること。
- (9) 水防協議会及び水防計画に関すること。
- (10) 水防団に関すること。
- (11) 防災意識の高揚及び啓発事業の総括に関すること。
- (12) 自主防災組織の総括に関すること。
- (13) 津波対策の推進及び総合調整に関すること。
- (14) 防災訓練に関すること。
- (15) 防災施設及び設備に関すること。
- (16) 災害に係る広域的応援の連絡調整に関すること。
- (17) 防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (18) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく連絡調整に関すること。

- (19) オフロードバイク隊に関する事。
- (20) 所管に係る事務についての区役所地域総務課（静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号。以下「区役所事務分掌規則」という。）第2条各号に規定する地域総務課をいう。以下同じ。）との総合調整に関する事。

第4条総務局の所掌事務を次のように改める。

総務局

総務課

- (1) 市の行政区域に関する事。
- (2) 文書管理の指導及び統括に関する事。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び印刷に関する事。
- (4) 保存期間が満了した公文書の処分に関する事。
- (5) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (6) 情報公開・個人情報保護審議会に関する事。
- (7) 公印に関する事。
- (8) 自衛官の募集に関する事。
- (9) 行政組織、事務配分、職務権限及び所管決定に関する事。
- (10) 行政事務の管理改善に関する事。
- (11) 事務引継に関する事。
- (12) 局長会議に関する事。
- (13) 職員の定数に関する事。
- (14) 行財政改革に関する事。
- (15) 行政評価に関する事。
- (16) 業務改善の推進に関する事。
- (17) 指定管理者制度に関する事。
- (18) 指定管理者選定委員会に関する事。
- (19) 行財政改革推進審議会に関する事。
- (20) 政策・施策外部評価委員会に関する事。
- (21) 外郭団体の統括に関する事。
- (22) 公益財団法人静岡市まちづくり公社との連絡調整に関する事。
- (23) 区の制度の調査研究に関する事。
- (24) 区行政の推進に係る企画及び調査研究に関する事。

- (25) 区長会議に関する事。
- (26) 区役所及び区役所支所の運営に係る総合調整に関する事。
- (27) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関する事。
- (28) 局の庶務に関する事。

コンプライアンス推進課

- (1) 行政手続に関する事務の総括に関する事。
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく手続の総括に関する事。
- (3) 行政不服審査会に関する事。
- (4) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会に関する事。
- (5) 公益通報者保護の総括に関する事。
- (6) 内部統制の総括に関する事。
- (7) 外部監査に関する事。

政策法務課

- (1) 公告式に関する事。
- (2) 市の政策法務の推進に関する事。
- (3) 条例、規則等の審査に関する事。
- (4) 重要な行政処分案等の審査に関する事。
- (5) 例規集に関する事。
- (6) 法令の解釈及び法的助言に関する事。
- (7) 顧問弁護士に関する事。
- (8) 訴訟、調停等に関する事。

人事課

- (1) 職員の配置に関する事。
- (2) 職員の任免、服務及び給与その他の勤務条件に関する事。
- (3) 職員の選考に関する事。
- (4) 職員の分限及び懲戒に関する事。
- (5) 職員の人事評価に関する事。
- (6) 人事制度及び給与制度に関する他の任命権者との連絡調整に関する事。
- (7) 退職手当に関する事。
- (8) 職員に対する児童手当の支給に関する事。
- (9) 特別職報酬等審議会に関する事。

- (10) 職員団体に関する事。
- (11) 職員表彰に関する事。
- (12) 職員の研修その他の能力開発に関する事。

職員厚生課

- (1) 職員の安全衛生に関する事。
- (2) 地方公務員災害補償基金に関する事。
- (3) 職員の公務災害補償等に関する事。
- (4) 公務災害補償等認定委員会に関する事。
- (5) 公務災害補償等審査会に関する事。
- (6) 職員の福利厚生に関する事。
- (7) 職員互助会に関する事。
- (8) 静岡県市町村職員共済組合に関する事。
- (9) 退職料、遺族扶助料及び遺族年金等に関する事。

第4条アセットマネジメント推進課の所掌事務の次に次のように加える。

デジタル化推進課

- (1) 情報通信技術の活用に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 社会保障・税番号制度に係る総合調整に関する事。

システム管理課

- (1) 情報セキュリティ対策に関する事。
- (2) 情報処理システムの利用に係る調整、開発、管理及び運用に関する事。
- (3) 情報通信ネットワーク及びパソコンの整備、運用及び維持管理に関する事。

第4条生活安心安全課の所掌事務中(21)を(22)とし、(7)から(20)までを(8)から(21)までとし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 客引き行為等の対策に関する事。

第4条戸籍管理課の所掌事務(4)中「及び同法第7条第1項に規定する通知カード」を削る。

第4条国際交流課の所掌事務(4)中「静岡市国際交流協会」を「一般財団法人静岡市国際交流協会」に改める。

第4条健康づくり推進課の所掌事務(15)中「国民健康保険に係る」を削り、同所掌事務(16)中「国民健康保険に係る」を「高齢者の医療の確保に関する法律に定める」に改める。

第4条保健衛生医療課の所掌事務中(26)を(28)とし、(11)から(25)までを(13)から

(27) までとし、(10) の次に次のように加える。

(11) 新型コロナウイルス感染症に係る政策の企画及び調整に関すること。

(12) 新型コロナウイルス感染症に係る国庫及び県費の負担金及び補助金の取りまとめに関すること。

第4条幼保支援課の所掌事務(4)中「支給認定」を「認定」に改め、同所掌事務(7)中「及び認証保育所」を削る。

第4条海洋文化都市推進本部の所掌事務を削る。

第4条産業政策課及び産業振興課の所掌事務を次のように改める。

産業政策課

- (1) 産業振興に係る政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 新産業の育成及び支援に関すること。
- (3) 海洋分野に係る産業クラスターの形成の推進に関すること。
- (4) 地場産業の振興に関すること。
- (5) 伝統工芸産業の振興に関すること。
- (6) 文化・クリエイティブ産業振興センターの管理に関すること。
- (7) こどもクリエイティブタウンの管理に関すること。
- (8) 工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に関すること。
- (9) CSR企業表彰専門委員会に関すること。
- (10) 伝統工芸技術秀士顕彰審査委員会に関すること。
- (11) 技能功労者選考委員会に関すること。
- (12) 電気工事業者の登録等に関すること。
- (13) 商工会議所及び商工会との連絡調整に関すること。
- (14) 所管に係る事務についての経済事務所との総合調整に関すること。
- (15) 部の庶務に関すること。

産業振興課

- (1) 工業の振興に関すること。
- (2) 中小企業の経営支援及び指導育成に関すること。
- (3) 中小企業者の制度融資に関すること。
- (4) 創業者の育成及び支援に関すること。
- (5) 公益財団法人静岡産業振興協会との連絡調整に関すること。
- (6) 産業分野における大学、企業及び行政の連携に関すること。

- (7) 産業振興基金に関する事。
 - (8) 産学交流センターの管理に関する事。
 - (9) 清水産業・情報プラザの管理に関する事。
 - (10) 産業振興施設の管理に関する事。
 - (11) ものづくり産業振興審議会に関する事。
 - (12) 中小企業技術表彰専門委員会に関する事。
 - (13) 地域産業振興ブランド認証専門委員会に関する事。
 - (14) 企業の誘致及び留置に関する事。
 - (15) 企業の立地環境の整備に関する事。
 - (16) 工場の適正立地についての指導調整に関する事。
 - (17) 地域経済^{けん}牽引事業計画の承認等に関する事。
- 第4条商業労政課の所掌事務の次に次のように加える。

海洋文化都市推進部

海洋文化都市政策課

- (1) 国際海洋文化都市に係る政策の推進に関する事。
- (2) 貿易の振興に関する事。
- (3) 港湾の利用の促進に関する事。
- (4) 海洋文化施設の整備に関する事。
- (5) 港湾関連施設に関する事。
- (6) 臨港地区の開発に関する事。
- (7) 港湾の整備に関する事。
- (8) 清水港みなと色彩計画への協力及び調整に関する事。
- (9) 港湾区域に係る漂流物に関する事。
- (10) 公有水面の埋立て（清水港に限る。）に関する事。
- (11) 友好港に関する事。
- (12) 清水港振興会に関する事。
- (13) 清水港海づり公園代替施設建設基金に関する事。
- (14) 部の庶務に関する事。

第4条交通政策課の所掌事務（9）中「福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送運営協議会」を「自家用有償旅客運送運営協議会」に改める。

第4条開発指導課の所掌事務中（13）を（14）とし、（10）から（12）までを（11）から（13）

までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令に基づく低未利用土地等に係る確認書の交付に関すること。

第4条住宅政策課の所掌事務中(8)を(9)とし、(4)から(7)までを(5)から(8)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 市営住宅等の再整備等に関すること。

第4条の2中「総務局にあつては総務課を、」及び「、経済局にあつては産業政策課を」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「局間」を「組織間」に改め、「(総務局総務課を除く。)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3章第1節第1款の款名を次のように改める。

第1款 市長公室関係出先機関

第5条第1項中「総務局市長公室」を「市長公室」に改める。

第6条第4項第7号中「推持管理」を「維持管理」に改め、同項第15号を削る。

第13条の2第4項教育研修・病院事業管理室の所掌事務中(4)及び(5)を削り、同条第7項病院総務課の所掌事務中(6)を(7)とし、(5)を削り、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 病院事業に係る各種情報の収集及び分析に関すること。

(3) 静岡市立清水病院経営計画評価会議に関すること。

第13条の2第7項医事課の所掌事務中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 臨床指標の作成及び公開に関すること。

第20条第4項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第22条第1項中「部に部長を、市長公室に市長公室長を、危機管理総室に危機管理総室長」を「市長公室に市長公室長を、危機管理総室に危機管理総室長、危機管理総室次長及び次長補佐を、部に部長」に改め、「、海洋文化都市推進本部に海洋文化都市推進本部長、海洋文化都市推進本部次長及び次長補佐を」を削り、同条第4項中「部長、市長公室長、危機管理総室長」を「市長公室長、危機管理総室長、部長」に改め、「、海洋文化都市推進本部長」及び「、海洋文化都市推進本部次長」を削り、同条第5項中「部長、市長公室長、危機管理総室長」を「市長公室長、危機管理総室長、部長」に改め、「、海洋文化都市推進本部長」及び「、海洋文化都市推進本部次長」を削り、「地域包括ケア推進本部、海洋文化推進本部」を「地域包括ケア推進本部」に改め、同条第6項中「各局」を「組織」に改め、「局次長」の次に「、市長公室長及び

危機管理総室長」を加え、「局間」を「組織間」に改める。

第22条の2を削る。

第23条第1項中「局に」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「統括監」を「連携調整監、統括監」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「統括監」を「連携調整監、統括監」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に掲げるもののほか」を「前2項に掲げるもののほか、上司の命を受けて特定の重要事項を処理するため別に定める市理事を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、政策及び企画について総合調整を行うとともに、市長の命を受けて特定の事項に関する事務を処理するため連携調整監を置く。

第24条第1項中「前2条」を「前条」に改め、「局付」の次に「、公室に公室付、総室に総室付」を加え、同条第2項中「局付」の次に「、公室付、総室付」を加える。

第29条中「部の庶務及び公室の庶務」を「公室の庶務、部の庶務及び事務局の庶務」に改め、同条各号中「部又は公室」を「公室、部又は事務局」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第17号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

戸籍住民課	管理係 受付第1係 受付第2係 住民記録係 戸籍記録係
-------	-----------------------------

を

」

「

戸籍住民課	管理係 受付第1係 受付第2係 受付第3係 住民記録係 戸籍記録係
-------	-----------------------------------

に

」

改める。

第3条第2号の表中

「

	高齢介護課 高齢者福祉係 介護保険係 認定調査係
--	--------------------------

を

」

「

	高齢介護課 高齢者福祉係 介護保険第1係 介護保険第2係 認定調査係
--	------------------------------------

に

」

改める。

第4条戸籍住民課の所掌事務（8）及び井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務（21）中「及び同法第7条第1項に規定する通知カード」を削る。

第4条子育て支援課の所掌事務（10）中「支給認定」を「認定」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第18号

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市福祉事務所事務分掌規則(平成16年静岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条子育て支援課の所掌事務(2)中「保育料等」を「こども園使用料等」に改め、同所掌事務に次のように加える。

(5) 助産施設及び母子生活支援施設への入所の措置に関する事。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第19号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

保健予防課	医療援護係 難病支援係 結核・感染症係 予防接種係	を
-------	---------------------------	---

」

「

保健予防課	医療援護係 難病支援係 結核・感染症係 新型コロナウイルス感染症係 予防接種係	に
-------	---	---

」

改める。

第4条食品衛生課の所掌事務（5）中「及び静岡県魚介類等行商取締条例（昭和34年静岡県条例第37号）」を削る。

第4条保健所清水支所の所掌事務（11）中「及び静岡県魚介類等行商取締条例」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

静岡市規則第20号

静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市児童相談所事務分掌規則(平成17年静岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「相談係」を「相談係
初動係」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

部名	課名	係名	を
----	----	----	---

」

「

部名	課名	係又は室名	に、
----	----	-------	----

」

「

警防部	警防課	企画係 災害対策係 消防団係	を
-----	-----	----------------	---

」

「

警防部	警防課	企画係 災害機動支援・部隊管理室 消防団係	に
-----	-----	-----------------------	---

」

改める。

第3条警防課の所掌事務（6）中「除く」の次に「。以下同じ」を、「安全管理対策」の次に「及び活動支援」を加え、同所掌事務中（13）を（14）とし、（7）から（12）までを（8）から（13）までとし、（6）の次に次のように加える。

（7）警防業務に係る職員の能力及び知識の向上並びに育成に関すること。

第6条第1項中「課長補佐を」の次に「、室に室長を」を加える。

第7条第1項及び第2項中「主幹」の次に「、室長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第22号

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市消防局長事務専決規則（平成15年静岡市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第4条中「署長、副署長、担当課長」を「担当課長、室長、署長、副署長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第23号

静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則
静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（平成15年静岡市規則第248号）の一部を次のように改正する。

別表消防司令の項中「、主幹」の次に「、室長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第24号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成23年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1号中「小長谷重之」を「大長義之」に改める。

(静岡市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「小長谷重之」を「大長義之」に、「総務局（危機管理総室を除く。）」を「市長公室、総務局」に、「総務局（危機管理総室に限る。）」を「危機管理総室」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第25号

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第35号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第26号

静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年静岡市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第2号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、「基準」の次に「(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する他の建築物に係る当該基準を含む。)」を加える。

第6条中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第27号

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則（平成24年静岡市規則第94号）の一部
を次のように改正する。

第4条中「第26条第2項」を「第27条第2項」に改める。

第9条中「第34条」を「第35条」に改める。

第10条中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改める。

第11条の見出し中「第40条第2項」を「第41条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第28号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「第15号」を「第16号」に改め、同項第3号中「第63条第16号」を「第63条第17号」に改め、同項第4号中「第63条第17号」を「第63条第18号」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に改める。

様式第2号中

「

指 定 場 所	所 在 地	静岡市	(電話)
---------	-------	-----	-------

を

」

「

指 定 場 所	所 在 地	(電話)
---------	-------	-------

に、

」

「

	氏 名	(年齢 歳) 男・女
--	-----	------------

を

」

「

	氏 名	(年齢 歳)
--	-----	--------

に

」

改め、同様式（注）2中「、年齢等」を「及び年齢」に改める。

様式第3号（表）中

「

所 在 地	静岡市	(電話)
-------	-----	-------

を

」

「

所在地	(電話)
-----	-------

 に
 」

改める。

様式第4号中

「

防火対象物	所在地	静岡市 (電話)
-------	-----	-----------

 を
 」

「

防火対象物	所在地	(電話)
-------	-----	-------

 に
 」

改める。

様式第5号中

「燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備	設置届出書を	「燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備
------------------------------------	--------	--

に、
 」

「

防火対象物	所在地	静岡市 (電話)
-------	-----	-----------

 を
 」

「

防火対象物	所在地	(電話)
-------	-----	-------

 に
 」

改め、同様式(注)2中「、発電設備又は変電設備」を「、変電設備、急速充電設備又は発電設備」に改める。

様式第6号中

「

防火対象物	所在地	静岡市 (電話)	を
-------	-----	-----------	---

」

「

防火対象物	所在地	(電話)	に
-------	-----	-------	---

」

改める。

様式第7号中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

様式第9号中

「

打上げ仕掛け	場所	静岡市	を
--------	----	-----	---

」

「

打上げ仕掛け	場所		に
--------	----	--	---

」

改める。

様式第10号中

「

防火対象物	所在地	静岡市	を
-------	-----	-----	---

」

「

防火対象物	所在地		に
-------	-----	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第29号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第62条第1号の表及び第2号の表中

「

条例第14条第10号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1

を

」

「

条例第14条第10号に掲げる者	6分の3	6分の2	6分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第12号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第13号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第14号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第15号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1

に

」

改め、同条第3号アの表中

「

条例第14条第10号に掲げる者	7分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の1

を

」

「

条例第14条第10号に掲げる者	6分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の1
条例第14条第12号に掲げる者	7分の1

に

条例第14条第13号に掲げる者	7分の1
条例第14条第14号に掲げる者	7分の1
条例第14条第15号に掲げる者	7分の1

」

改める。

様式第53号その1（2枚目）及び（3枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第55号（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第30号

静岡市静岡都心における歴史まちづくりグランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市静岡都心における歴史まちづくりグランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第4項の規定に基づき、静岡都心における歴史まちづくりグランドデザインの検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、(仮称) 静岡都心における歴史まちづくりグランドデザイン検討会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡都心における歴史まちづくりグランドデザインに関する重要事項について調査審議すること。
- (2) 静岡都心における歴史まちづくりグランドデザインに関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 歴史、観光、経済及び都市政策に関し優れた識見を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 附属機関に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 会長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第31号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域包括ケア推進本部及び海洋文化都市推進本部」を「危機管理総室及び地域包括ケア推進本部」に、「第2条第1項」を「第2条」に、「第2条に規定する教育委員会事務局」を「第2条第2項に規定する教育委員会事務局」に、「第21条」を「第22条」に、「第8条」を「第5条」に改める。

第75条中第19号及び第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第18号を第19号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 即時支払を必要とする手数料

第121条中「、市税事務所」を削る。

別表第1中

「

総務局市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
総務局危機管理総室危機管理課	課長	防災物品売払収入の収納	所属職員

を

」

「

市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員

に、

」

保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	課長	急病センター使用料、各種証明閲覧手数料及び看護師等就学資金貸付金元利収入の収納	所属職員	を
-----------------------	----	---	------	---

保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	課長	急病センター使用料、各種証明閲覧手数料及び看護師等修学資金貸付金元利収入の収納	所属職員	に、
-----------------------	----	---	------	----

静岡市立高等学校	事務長	証明手数料の収納	所属職員	を
静岡市立清水桜が丘高等学校	事務長	証明手数料の収納	所属職員	

静岡市立高等学校	事務長	証明手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	に
静岡市立清水桜が丘高等学校	事務長	証明手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	

改める。

別表第2中

各区役所保険年金課	課長	国民健康保険料及び国民健康保険税に係る徴収金、後期高齢者医療保険料、証明手数料及び所管に係る諸収入の	所属職員	を
-----------	----	--	------	---

		収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	
--	--	--------------------------	--

」

「

各区役所保険年金課	課長	国民健康保険料及び国民健康保険税に係る徴収金、後期高齢者医療保険料、証明手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	--	------

に、

」

「

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員
各区役所福祉事務所生活支援課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料、自動車臨時運行許可手数料	所属職員
-----------	-----	---	------

に

		料及び所管に係る諸収入の 収納並びに区会計管理者が 特に命ずる収入金の収納	
--	--	---	--

」

改める。

様式第2号その2備考中「及び老人ホームヘルパー派遣手数料」を「、老人ホームヘルパー派遣手数料及び新幹線通学資金貸付金」に改める。

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第32号

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「総務局」を「市長公室、危機管理総室、総務局」に、「産業振興課」を「産業政策課」に改め、「静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号。以下「区役所事務分掌規則」という。）に規定する井川支所」を削り、同項第2号中「産業振興課」を「産業政策課」に改め、同項第3号中「区役所事務分掌規則」を「静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号。以下「区役所事務分掌規則」という。）」に、「及び」を「及び井川支所並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第33号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表2の項中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立こども園条例施行規則別表第3の規定は、令和3年9月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市規則第34号

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市待機児童園条例施行規則(平成27年静岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市待機児童園条例施行規則別表の規定は、令和3年9月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市規則第35号

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「1箇月」を「2箇月」に改め、同項ただし書中「第74条第6項」を「第74条第7項」に、「31日」を「62日」に改め、同条第8項及び第9項中「5日」を「10日」に改め、同条に次の2項を加える。

10 前項の請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名の総数が、第11条第1項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数に達しないとき、又は前項の規定による期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

11 市長は、第9項の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、5日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号備考中「すべて」を「全て」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考中「すべて」を「全て」に改める。

様式第8号中「第13条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「(食事療養標準負担額減額認定証の交付申請等)」に改め、同条第1項中「第26条の3第1項」を「第26条の3第2項」に、「標準負担額減額認定申請書」を「申請書」に、「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定申請書」を「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証交付申請書」に改め、同条第2項を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(生活療養標準負担額減額認定証の交付申請)

第6条の2 省令第26条の6の4第2項に規定する申請書は、国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証交付申請書（様式第8号の2）によるものとする。

第12条の2の見出し中「申請手続等」を「交付申請」に改め、同条第1項中「第27条の14の2第1項」を「第27条の14の2第2項」に改め、「認定の」を削り、「国民健康保険限度額適用認定申請書」を「国民健康保険限度額適用認定証交付申請書」に改め、同条第2項を削る。

第13条の前の見出しを「(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請等)」に改め、同条第1項中「第27条の14の5第1項」を「第27条の14の5第2項」に改め、「認定の」を削り、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書」に改め、同条第2項を削る。

第20条第1項第3号ア（イ）の表を次のように改める。

現年見込所得金額	減額の割合
43万円（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する見込みの者（現年の総所得金額の見込額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項	100分の70

<p>に規定する給与所得控除額の控除を受けることができる者（同条第1項に規定する給与等の収入金額の見込額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する見込みの者（現年の総所得金額の見込額に係る同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けることができる者（翌年4月1日に年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額の見込額が60万円を超える者に限り、同日に年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額の見込額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する見込みの者を除く。）の数の合計数（以下この号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）以下</p>	
<p>43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超え、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額以下</p>	100分の50
<p>43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超え、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第</p>	100分の20

23条第1項第3号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額以下	
---	--

第20条第1項第3号イ（イ）の表を次のように改める。

現年見込所得金額	減額の割合
43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）以下	100分の70
43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超え、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額以下	100分の50
43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第23条第1項第2号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超え、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に条例第23条第1項第3号の規定による所得基準の判定に当たり同号の規定により当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計	100分の20

数を乗じる額として同号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額以下	
--	--

附則第10項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号 削除

様式第7号中「第6条関係」を「第6条、第14条関係」に、「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「減額認定証の交付を受けられなかった理由又はやむを得ず減額認定証を保険医療機関に提出できなかった」を「保険医療機関において認定を受けていることの確認を受けなかった」に改める。

様式第8号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第9号その1（甲）中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第9号その2（甲）及び様式第9号その3（甲）中「被保険者証等の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第10号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第11号その1から様式第12号までの規定中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第12号の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第12号の3中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第13号から様式第15号までの規定中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第15号の2中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第15号の2の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第15号の2の3中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第15号の2の4中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第15号の3中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第15号の4中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第16号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第16号の2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第16号の3を削る。

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第18号 削除

様式第19号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「減額認定証の交付を受けられなかった理由又はやむを得ず減額認定証を保険医療機関に提出できなかった」を「保険医療機関において認定を受けていることの確認を受けなかった理由」に改める。

様式第20号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第20号の2中「保険証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第22号中「証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第37号

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則（平成16年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1心身障害者日中一時支援事業によるサービスに係る利用料金の表中「3,370円」を「3,380円」に、「5,050円」を「5,060円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第38号

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則（平成15年静岡市規則第116号）の一部を次のように改正する。

別表2 身体障害者日中一時支援事業の利用料金（1）サービスに係る利用料金の表中「3,370円」を「3,380円」に、「5,050円」を「5,060円」に改める。

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る身体障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る身体障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第39号

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童手当法施行細則（平成21年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、省令第1条の4第3項に規定する請求書が提出された場合において、法第7条第2項の規定により児童手当の受給資格及びその額についての認定をしたときは、児童手当受給資格等認定通知書により、認定をしないときは児童手当受給資格等認定請求却下通知書により当該請求書を提出した者にその旨を通知するものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、省令第2条第3項に規定する請求書が提出された場合において、法第9条第1項の規定により児童手当の額の改定をしたときは児童手当額改定通知書により、改定をしないときは児童手当額改定請求却下通知書により当該請求書を提出した者にその旨を通知するものとする。

第9条中「第9条」を「第9条第1項又は第2項」に、「第12条」を「第12条第1項又は第2項」に改める。

第10条の表中

「

第2条	省令第1条の4第1項	省令第15条において読み替えて準用する省令第1条の4第1項
	法第7条	法附則第2条第3項において準用する法第7条第1項及び第3項
第3条	法第8条第4項本文	法附則第2条第3項において準用する法第8条第4項本文
第4条	省令第2条第1項	省令第15条において読み替えて準用する省令第2条第1項

を

」

「

第2条第1項	省令第1条の4第1項	省令第15条において読み替えて準用する省令第1条の4第1項
	法第7条第1項	法附則第2条第3項において準用する法第7条第1項
第3条	法第8条第4項本文	法附則第2条第3項において準用する法第8条第4項本文
第4条第1項	省令第2条第1項	省令第15条において読み替えて準用する省令第2条第1項

に、

」

「

第9条	省令第9条	省令第15条において読み替えて準用する省令第9条第1項
	法第12条	法附則第2条第3項において準用する法第12条第1項

を

」

「

第9条	省令第9条第1項又は第2項	省令第15条において読み替えて準用する省令第9条第1項
	法第12条第1項又は第2項	法附則第2条第3項において準用する法第12条第1項

に

」

改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号中「児童手当受給資格等認定請求却下通知書」を「児童手当受給資格等認定請求却下通知書（一般受給資格者用）」に改め、同様式を様式第2号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号中「児童手当額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書（一般受給者用）」に改め、同様式を様式第4号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第40号

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市都市公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第219号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「駿府城公園の坤櫓の歴史疑似体験及び」を削り、「並びに清水清見潟公園」を「及び清水清見潟公園」に改める。

第5条第1項中「市長が特別の理由があると認めるとき」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第5条第2項中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第12条第28号の2を削る。

様式第28号の2を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第41号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、育児若しくは介護」の次に「、障害」を、「行うため又は」の次に「障害者である職員の障害の特性等による必要若しくは」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第42号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなることを除く。)」に改める。

第17条の4第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を削り、「除く。）は」を「除く。）には」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の静岡市職員の通勤手当に関する規則第17条の2第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

静岡市規則第43号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（伝染病菌及び防疫作業）

第2条 条例第5条第7項の市規則で定める伝染病菌は、次に掲げる伝染病に係る病原体とする。

- (1) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱
- (2) 流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽

2 条例第5条第7項の市規則で定める防疫作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 前項第1号の伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業
- (2) 前項第1号の伝染病（豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う野生のいのししの死体の運搬、焼却若しくは埋却又は野生のいのししを捕獲した現場等の消毒の作業
- (3) 前項第2号の伝染病に係る当該伝染病菌の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

別表第1中

「

家畜伝染病防疫作業手当	第1種の伝染病の防疫作業に従事したとき。 日額 300円
	第2種の伝染病の防疫作業に従事したとき。 日額 250円

を

」

「

家畜伝染病防疫作業手当	第2条第2項第1号の防疫作業に従事したとき。 日額380円 第2条第2項第2号及び第3号の防疫作業に従事したとき。 日額290円
-------------	--

に

」

改める。

第2条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第7項」を「第5条第6項」に改める。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

夜間看護手当	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。 勤務1回につき3,800円 (ただし、その勤務に含まれる深夜における勤務時間が3時間に満たない場合にあつては、1,900円とする。)
--------	---

を

」

「

夜間看護手当	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。 深夜における勤務時間が3時間未満のとき。 勤務1回につき1,900円 深夜における勤務時間が3時間以上7時間未満のとき。 勤務1回につき3,800円 深夜における勤務時間が7時間のとき。 勤務1回につき7,600円
--------	---

に、

	(ただし、深夜における勤務が3時間未満のとき、若しくは深夜における勤務が3時間以上7時間未満のときに係る勤務が月8回を超えた場合又は深夜における勤務が7時間のときに係る勤務が月4回を超えた場合にあっては、その超えた勤務の回数1回につき1,000円を加算する。)
--	--

「

	用地買収等業務に従事したとき。 日額300円	を
	査察指導業務に従事したとき。 日額250円	

「

	用地買収等業務に従事したとき。 日額300円	に
--	------------------------	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則第2条及び別表第1の規定は、令和2年4月1日から適用する。

静岡市規則第44号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「次に掲げる」を「静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号。以下「特殊勤務手当条例」という。）別表及び静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号。以下「特殊勤務手当規則」という。）別表に掲げる特殊勤務手当の額が月額をもって定められている特殊勤務手当及び給料の月額を基礎として定められている」に改め、同項各号を削り、同条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1号中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第2号中「前条第1項第1号に掲げる」を「前条第1項に規定する」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第45号

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第35条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 即時支払を必要とする手数料

第94条中「口径100ミリメートル以下の配水管、」を削る。

別表第1 静岡市簡易水道事業勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

「			特別修繕引当	特別修繕引当金として計上す	を
			金繰入額	るための繰入額	
			工事請負費	請負工事費	
」					
「			特別修繕引当	特別修繕引当金として計上す	に
			金繰入額	るための繰入額	
」					

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市簡易水道事業会計規則第94条の規定は、この規則の施行の日以後に初めて減価償却を行う資産に係る減価償却について適用し、同日前に取替法により減価償却を行った資産に係る減価償却については、なお従前の例による。

静岡市規則第46号

静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員退職手当支給条例施行規則（平成15年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7号区分の項中

「

- (6) 平成19年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）
- (7) 平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）
- (8) 平成29年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）

を

「

- (6) 平成19年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち市長が定めるもの
- (7) 平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2

に

級であったもの（第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）

（8）平成29年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち市長が定めるもの

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第47号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

政策官	132,100円	を
副病院長	132,000円	
局長	131,100円	
区長		

」

「

市理事	132,100円	に、
副病院長	132,000円	
局長	131,100円	
区長 連携調整監		

」

「

保健所長		を
海洋文化都市推進本部長		

」

「

保健所長		に、
------	--	----

」

「

	東京事務所長		
--	--------	--	--

」を
」

「

	東京事務所長		
	危機管理総室次長		

」に、
」

「

	児童相談所長		
	海洋文化都市推進本部次長		

」を
」

「

	児童相談所長		
--	--------	--	--

」に
」

改める。

別表第2中

「

行政職給料表	8級	107,100円	職務の級が4級の職員については、市長が指定する者に限る。
--------	----	----------	------------------------------

」を
」

「

行政職給料表	8級	107,100円	
--------	----	----------	--

」に、
」

「

		47,700円	
	4級	33,100円	

」を
」

「

		47,700円	
--	--	---------	--

」に、
」

「

医療職給料表 (2)	4級	82,700円	職務の級が3級の職員については、市長が指定する者に限る。	を
---------------	----	---------	------------------------------	---

」

「

医療職給料表 (2)	4級	82,700円		に、
---------------	----	---------	--	----

」

「

		47,700円		を
	3級	33,100円		

」

「

		47,700円		に、
--	--	---------	--	----

」

「

		47,700円		を
		33,100円		

」

「

		47,700円		に
--	--	---------	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第48号

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「、管理職手当規則別表第2中33,100円の管理職手当受給者、」を「又は」に改める。

第3条第1項の表中「又は管理職手当規則別表第2中33,100円の管理職手当受給者」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第49号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「規定する局長」の次に「(市長公室及び危機管理総室にあつては、副市長。第10条の規定を除き、以下同じ。)」を加え、同条第5号中「及び」を「、市長公室長及び危機管理総室長並びに」に改め、同条第6号中「、市長公室長、危機管理総室長、地域包括ケア推進本部長及び海洋文化都市推進本部長」を「及び地域包括ケア推進本部長」に改め、同条第7号中「地域包括ケア推進本部次長及び海洋文化都市推進本部次長」を「危機管理総室次長及び地域包括ケア推進本部次長」に改める。

第4条第1項第3号中「統括監」を「連携調整監、統括監」に改める。

第5条第1項中「市長公室、危機管理総室、」を削り、「、清水病院及び海洋文化都市推進本部」を「及び清水病院」に改め、同条第4項第1号中「統括監」を「連携調整監、統括監」に改める。

第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「総務局にあつては総務課」を「市長公室にあつては秘書課」に改め、「、経済局にあつては産業政策課を」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第10条第1項の表中

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のときにあつては、主務局長等とする。
副市長	主務局長等

を

」

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のとき（市長公
----	-----------------------

	室及び危機管理総室に関する事項を除く。) にあつては、主務局長等とする。	に、
副市長	主務局長等又は専決事項に応じて市長が指定する局長等に準ずる者	

「

統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	を
-----	--------------------------	---

」

「

連携調整監及び統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	に
------------	--------------------------	---

」

改める。

別表第1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表中

「

30	工事の施行に関すること。		重要なもの	○	軽易なもの		を
----	--------------	--	-------	---	-------	--	---

」

「

30	工事の施行に関すること。		重要なもの	○	軽易なもの		に
31	法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和	交通事故による場合	2,000万円以上	2,000万円未満			
		交通事故以外による場合		○			

」

解及び調停 に関するこ とに限る。 に関するこ と。						
--	--	--	--	--	--	--

」

改める。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

2 所管事務を決定すること。		統括監及び 理事（局長 等を上司と する理事に 限る。）	担当部長、 まちは劇場 推進監、健 康長寿推進 監、理事(局 長等を上司 とする理事 を除く。)及 び参与	
----------------	--	--	---	--

を

」

「

2 所管事務を決定すること。	市理事	連携調整 監、統括監 及び理事 （局長等を 上司とする 理事に限 る。）	担当部長、 まちは劇場 推進監、健 康長寿推進 監、理事(局 長等を上司 とする理事 を除く。)及 び参与	
----------------	-----	--	---	--

に、

」

「

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>政策官</p>	<p>局長等、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>局次長等、部長等、担当部長、または劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>
<p>7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>政策官及び局長等</p>	<p>統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当部長、または劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>

を

」

「

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>市理事</p>	<p>局長等、連携調整監、統括監及び</p>	<p>局次長等、部長等、担当部長、ま</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属</p>
--------------------------------	------------	------------------------	------------------------	------------------------

		理事（局長等を上司とする理事に限る。）	ちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与	職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

に、

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	政策官及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事	担当課長その他の所属職員
---	----------	-----------------------------------	--------------------------------------	--------------

」

			を除く。)、 部長に準ず る者、参与 及び課長等	
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	政策官及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

を

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、	担当部長、まちは劇場	担当課長その他の所属

に

半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。		局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	職員
------------------------------	--	-------------------------------	---	----

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項局筆頭課に関する事項の表中「局次長」の次に「(市長公室にあつては、市長公室長)」を加え、同表16の項中「局」の次に「(公室を含む。)」を加える。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中 ^{「総務局} を「市長公室」に改める。
市長公室」

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項広報課に関する事項を次のように改める。

広報課に関する事項

専決事項 \ 専決者	副市長	市長公室長	課長
1 広報紙を発行すること。		○	
2 市政に関する市民の要望事項の取りまとめに関すること。		重要なもの	○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項広報課に関する事項の次に次のように加える。

危機管理総室

危機管理総室に関する事項

専決事項 \ 専決者	副市長	危機管理総室長	危機管理総室次長

1 所管に係る予算の要求書の提出に関すること。	○		
2 所管に係る予算事項別明細書の提出に関すること。			○
3 所管に係る弾力条項用申請書の提出に関すること。	○		
4 所管に係る継続費調書の提出に関すること。	○		
5 所管に係る継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の提出に関すること。			○
6 所管に係る繰越明許費繰越調書の提出に関すること。	○		
7 所管に係る繰越明許費繰越計算書の提出に関すること。			○
8 所管に係る事故繰越し繰越計算書の提出に関すること。	○		
9 所管に係る債務負担行為調書の提出に関すること。	○		
10 所管に係る予算の執行計画書の提出に関すること。			○
11 所管に係る歳入歳出予算科目新設依頼書の提出に関すること。			○
12 所管に係る歳出予算の流用の申請に関すること。	3,000万円以上	3,000万円未満	1,000万円未満
13 所管に係る歳出予算の流用に関すること（静岡市予算	5,000万円以上	5,000万円未満	1,000万円未満

規則第30条第4項に規定する 財政局長が別に指定する経費 に限る。)			
14 所管に係る歳出予算予備 費の補充の申出に関するこ と。	○		
15 所管に係る収支計画表の 作成及び提出並びに会計管 理者への通知に関すること。			○
16 危機管理総室の職員の職 務に専念する義務の免除に 関すること（人間ドックの受 診及び献血の実施に関する ものに限る。)			○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項総務課に関する事項中

「総務課に関する事項」を「総務局
総務課に関する事項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第50号

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則

静岡市広報及び広聴に関する規則（平成15年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務局市長公室広報課」を「市長公室広報課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第51号

静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則

静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「本庁に置かれる課」の次に「、危機管理総室及び地域包括ケア推進本部」を加え、同条第6号中「こころの健康センターにあつては、」を「危機管理総室にあつては危機管理総室次長、地域包括ケア推進本部にあつては地域包括ケア推進本部次長、公営競技事務所にあつては公営競技事務所次長、こころの健康センターにあつては」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第52号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域包括ケア推進本部及び海洋文化都市推進本部」を「危機管理総室及び地域包括ケア推進本部」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第53号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する局」を「規定する公室及び総室並びに局」に改め、同条第5号中「局等の長」の次に「(市長公室及び危機管理総室にあっては、副市長をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第54号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「							
こども園長印	12	隸書	正方形	方21	54	各こども園長	を
」							
「							
こども園長印	12	隸書	正方形	方21	52	各こども園長	に、
」							
「							
水防団長印	20	隸書	正方形	方21	1	危機管理課長	を
」							
「							
水防団長印	20	隸書	正方形	方21	1	危機管理総室次長	に、
」							
「							
国民保護協議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	危機管理課長	を
防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理課長	
」							
「							
国民保護協議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	危機管理総室次長	に
防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理総室次長	
」							

改める。

別表第3の2市長印の表中

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第4項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---

を

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第4項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局、公室又は総室に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
危機管理総	32	隸書	正方形	方21	1	危機管理	感震ブレーカー設

に、

室専用市長印						総室次長	置事業に係る補助に関する事務用
--------	--	--	--	--	--	------	-----------------

「

職員厚生課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚生課長	職員の福利厚生、静岡縣市町村職員共済組合並びに非常勤職員の社会保険及び雇用保険に関する事務用
危機管理課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	危機管理課長	感震ブレーカー設置事業に係る補助に関する事務用

を

「

職員厚生課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚生課長	職員の福利厚生、静岡縣市町村職員共済組合並びに非常勤職員の社会保険及び雇用保険に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

に、

「

こころの健康センター専用市長印	9	隸書	正方形	方21	1	こころの健康センターの事務長	精神保健診療事業、入院に係る報告、退院等請求及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務並びに精神保健研修の修了証書用
-----------------	---	----	-----	-----	---	----------------	--

を

「

こころの健康センター 専用市長印	9	隸書	正方形	方21	1	こころの健康センターの事務長	精神保健診療事業、入院に係る報告、退院等請求及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務用
---------------------	---	----	-----	-----	---	----------------	--

に、

「

産業政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業政策課長	特定中小企業者の認定に関する事務用
産業振興課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業振興課長	地場産業、伝統工芸産業及び工業の振興に関する事務用

を

「

産業政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業政策課長	地場産業及び伝統工芸産業の振興に関する事務用
産業振興課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業振興課長	工業の振興及び特定中小企業者の認定に関する事務用

に、

「

農地整備課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農地整備課長	土地改良事業及び災害復旧に係る工事、農業集落排水事業、土地改良事業等補助金、多面的機能発揮促進事業交付
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	---

を

							金、道路、河川等の境界明示、登記並びに公文書の公開決定に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

」

「

農地整備課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農地整備課	土地改良事業及び災害復旧に係る工事、農業集落排水事業、土地改良事業等補助金、多面的機能発揮促進事業交付金、法定外公共物の境界明示及び占用、登記、農業用施設の維持管理並びに公文書の公開決定に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	-------	--

に

」

改め、同表4その他の印の表中

「

修了証書等 専用こども 園長印	20	隸書	正方形	方30	54	各こども 園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
-----------------------	----	----	-----	-----	----	------------	-------------------

を

」

「

修了証書等 専用こども 園長印	20	隸書	正方形	方30	52	各こども 園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
-----------------------	----	----	-----	-----	----	------------	-------------------

に

」

改める。

別表第4中

「	31	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">○</td> <td style="width: 33%;">○</td> <td style="width: 33%;">局</td> </tr> <tr> <td>静</td> <td>岡</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>専</td> <td></td> <td>用</td> </tr> </table>	○	○	局	静	岡	市	長		印	専		用	を	「	31	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">○</td> <td style="width: 33%;">○</td> <td style="width: 33%;">局</td> </tr> <tr> <td>静</td> <td>岡</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>専</td> <td></td> <td>用</td> </tr> </table>	○	○	局	静	岡	市	長		印	専		用	32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">危機管理総室</td> </tr> <tr> <td>静</td> <td>岡</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>専</td> <td></td> <td>用</td> </tr> </table>	危機管理総室			静	岡	市	長		印	専		用	に改める。」
○	○	局																																											
静	岡	市																																											
長		印																																											
専		用																																											
○	○	局																																											
静	岡	市																																											
長		印																																											
専		用																																											
危機管理総室																																													
静	岡	市																																											
長		印																																											
専		用																																											

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第55号

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成25年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第52号中

「

産業廃棄物の種類		を
----------	--	---

」

「

産業廃棄物の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）		に、
---	--	----

」

「

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	種類	処理量の見込み (t/日又はm ³ /日)	を

」

「

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（省令第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、同	種類	処理量の見込み (t/日又はm ³ /日)	に

」

項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み		
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（省令第12条の7の16第2項の場合に限る。）		

」

改め、同様式（注）1中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を「省令」に改める。

様式第53号中

「

処理する一般廃棄物の種類	
--------------	--

を

」

「

処理する一般廃棄物の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨、同項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物を処理する旨）	
--	--

に、

」

「

産業廃棄物の種類	
許可に付された条件	

を

」

「

許可に付された条件	
非常災害により一般廃棄物が生じた	

に

時期及び地域（省令第12条の7の16 第2項の場合に限る。）	
-----------------------------------	--

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第56号

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ただし書中「次に掲げる場合」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響額を生じさせないための方法として市長が別に定めるところにより計算して得られる税額が0円になるとき」に改め、同号ア及びイを削る。

第6条第2項中「第7条」を「次条」に改める。

第11条第1項中「第2号及び第3号」を「第3号及び第4号」に改める。

第14条第1項第2号中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

様式第1号中

「

金融機関名		保険者名				円
支店名	支店	記号	番号			
口座番号		被保険者氏名	生活保護の受給		有・無	

を

」

「

金融機関名		保険者名				円
支店名	支店 支店コード（ ）	保険者番号				
種別		記号	番号		に、	

」

口座番号		被保険者 氏名	生活保護の受給	有・無
口座名義 (カナ)				

」

「

			男・女	・	・	同居・別居 ()	
			男・女	・	・	同居・別居 ()	

を

」

「

			男・女	・	・	同居・別居 ()	
--	--	--	-----	---	---	-----------	--

に

」

改める。

様式第6号中

「

金融機関名		保険者名		円	
支店名		記号・番号			
口座番号		被保険者氏名		生活保護の受給	有・無

を

」

「

金融機関名		保険者名		円	
支店名	支店 支店コード ()	保険者番号			
種別		記号・番号		円	
口座番号					
口座名義 (カナ)		被保険者氏名		生活保護の受給	有・無

に、

」

「

			・	・	()	
--	--	--	---	---	-----	--

を

「

				・	・	()	
--	--	--	--	---	---	----------------	--

」

「

				・	・	()	
--	--	--	--	---	---	----------------	--

に

」

改める。

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市母子家庭等医療費助成規則第3条第2項第1号の規定は、令和3年7月1日以後の申請に係る医療費の助成について適用し、同日前の申請に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、条件付採用期間中の会計年度任用職員が条件付採用期間中において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで条件付採用期間の延長をするものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合は、当該会計年度任用職員の任期に限り、その延長ができるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会事務局事務専決規則（平成17年静岡市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第3号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「選考」の次に「（任用規則第10条第8号に規定する職への採用に係る選考を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、前条の規定に基づき任用規則第10条第8号に規定する職への採用に係る選考を実施した場合には、その結果について人事委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表中

「

5級	1 東京事務所長、公営競技事務所次長、清水市税事務所長、井川支所長、日本平動物園長、環境保健研究所長、地域包括ケア推進本部次長、地域リハビリテーション推進センター所長、こころの健康センター所長及び事務長、動物指導センター所長、看護専門学校の事務長、保健所清水支所長、児童相談所長、海洋文化都市推進本部次長、市場長、経済事務所長、都市計画事務所長、土木事務所長、支所長並びに蒲原出張所長の職務 2 担当課長の職務 3 事務局次長（議会事務局を除く。）、教育センターの所長、中央図書館の館長、高等学校の事務長、区会計管理者、水道事務所長、下水道事務所長及び区選挙管理委員会の事務局長の職務
6級	公営競技事務所長、看護専門学校の副校長及び福祉事務所長の職務
7級	1 市長公室長、危機管理総室長、地域包括ケア推進本部長及び海洋文化都市推進本部長の職務 2 担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監及び理事の職務 3 事務局長（区選挙管理委員会及び議会事務局を除く。）、会計室長及び議会事務局の事務局次長の職務
8級	1 政策官の職務

を

	2 統括監の職務
	3 会計管理者及び議会事務局の事務局長の職務

5級	1 東京事務所長、危機管理総室次長、公営競技事務所次長、清水市税事務所長、井川支所長、日本平動物園長、環境保健研究所長、地域包括ケア推進本部次長、地域リハビリテーション推進センター所長、こころの健康センター所長及び事務長、動物指導センター所長、看護専門学校の事務長、保健所清水支所長、児童相談所長、市場長、経済事務所長、都市計画事務所長、土木事務所長、支所長並びに蒲原出張所長の職務 2 担当課長の職務 3 事務局次長（議会事務局を除く。）、教育センターの所長、中央図書館の館長、高等学校の事務長、区会計管理者、水道事務所長、下水道事務所長及び区選挙管理委員会の事務局長の職務
6級	公営競技事務所長、看護専門学校の副校長及び福祉事務所長の職務
7級	1 市長公室長、危機管理総室長及び地域包括ケア推進本部長の職務 2 担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監及び理事の職務 3 事務局長（区選挙管理委員会及び議会事務局を除く。）、会計室長及び議会事務局の事務局次長の職務
8級	1 市理事、連携調整監及び統括監の職務 2 会計管理者及び議会事務局の事務局長の職務

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長部局		政策官 統括監
総務局	市長公室	市長公室長
	秘書課	課長補佐 市長、副市長又は政策官の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
	東京事務所	東京事務所長
	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 総務・調整係長 行財政改革推進係長

を

」

市長部局		市理事 連携調整監 統括監
市長公室	市長公室	市長公室長
	秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長

		東京事務所	東京事務所長	
		危機管理総室	危機管理総室長 危機管理総室次長	
総務局		総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 組織管理係長 行財政改革推進係長	に、

		危機管理総室	危機管理総室長	
企画局		企画課	課長補佐 総合計画推進・調整係長	を

企画局		企画課	課長補佐 政策企画・調整係長	に、
-----	--	-----	----------------	----

経済局		海洋文化都市推進本部	海洋文化都市推進本部長 海洋文化都市推進本部次長	を
	商工部	中央卸売市場	市場長	

経済局	商工部	中央卸売市場	市場長	に
-----	-----	--------	-----	---

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第6号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第7号

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の退職管理に関する規則（平成28年静岡市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「政策官、区長」を「市理事、区長、連携調整監」に改める。

第14条第1号中「政策官」を「市理事」に改め、「区長」の次に「、連携調整監」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第8号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則
 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表等級別基準職務表1級の項中「発掘作業補助員」の次に「、保育補助員」を加え、同表2級の項中「消費教育推進員」の次に「、認知症地域支援推進員、客引き行為等対策指導員」を、「主任介護支援専門員」の次に「、障害者雇用支援専門員」を加える。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表中

「

事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（小学校及び中学校に勤務する者に限る。）	1級10号
事務員（この表の他の項に属するものを除く。）、業務員（この表の他の項に属するものを除く。）、住宅確保・就労支援員、生活保護認定調査員、世帯訪問調査員、体験学習等指導員、集落支援員、用務員、調理員（小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する者に限る。）、地籍調査員、図書館司書補助員、計量検査員、図化作業員及び発掘作業補助員	1級13号

を

」

「

事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（高等学校に勤務する者を除く。）	1級10号
---	-------

事務員（この表の他の項に属するものを除く。）、業務員（この表の他の項に属するものを除く。）、住宅確保・就労支援員、生活保護認定調査員、世帯訪問調査員、体験学習等指導員、集落支援員、用務員、調理員（小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する者に限る。）、地籍調査員、図書館司書補助員、計量検査員、図化作業員、発掘作業補助員及び保育補助員	1級13号
--	-------

に、

警備員（この表の他の項に属するものを除く。）、路上喫煙被害等防止指導員、特別支援教育相談員、幼児言語教室指導員、プログラムコーディネーター、年金調査員、歴史文化財発掘調査員、業務員（埋蔵文化センターに勤務する者に限る。）、障害者業務支援員、美術館学芸員及び歴史資料調査員	1級24号
青少年指導員、子ども若者相談支援員（ひきこもりに係る事務を担当する者に限る。）、事務員（自殺対策情報センターに勤務する者に限る。）、高齢者総合相談員、山林下刈り作業員、斎場運転手及び発掘臨時調査員	1級29号

を

警備員（この表の他の項に属するものを除く。）、路上喫煙被害等防止指導員、特別支援教育相談員、幼児言語教室指導員、プログラムコーディネーター、年金調査員、歴史文化財発掘調査員、業務員（埋蔵文化センターに勤務する者に限る。）、美術館学芸員及び歴史資料調査員	1級24号
青少年指導員、子ども若者相談支援員（ひきこもりに係る事務を担当する者に限る。）、事務員（自殺対策情報センターに勤務する者に限る。）、高齢者総合相談員、山林下刈り作業員、斎場運転手及び発掘臨時調査員	1級29号
障害者業務支援員	1級31号

に、

高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員	2級5号	を
高度の知識及び経験を要する一時保護所児童指導員及び児童相談所相談員	2級6号	

高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員並びに認知症地域支援推進員	2級5号	に、
高度の知識及び経験を要する一時保護所児童指導員及び児童相談所相談員並びに客引き行為等対策指導員	2級6号	

主任介護支援専門員	2級23号	を
-----------	-------	---

主任介護支援専門員及び障害者雇用支援専門員	2級23号	に
-----------------------	-------	---

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月16日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「学校図書館支援室」を「学校図書館支援室
情報教育支援室」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	132	各校長	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	---

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	131	各校長	に
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	---

」

改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	132	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------	---

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	131	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用	に
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第14条関係）

管理区分	名称	位置	対象となる学校
1	梅ヶ島教職員住宅	静岡市葵区入島1030番地	静岡市立梅ヶ島小学校及び静岡市立梅ヶ島中学校
2	井川教職員住宅	静岡市葵区井川1151番地の1	静岡市立井川小学校及び静岡市立井川中学校
3	大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地	静岡市立大川小学校及び静岡市立大川中学校
		静岡市葵区日向722番地の1	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	2級	を
静岡市立峰山小学校	静岡市葵区黒俣2741番地の16		

」

「

静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	2級	に
------------	------------------	----	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月16日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

水質管理課	水質第1係 水質第2係	を
-------	-------------	---

」

「

水質管理課	水質第1係 水質第2係 下水道水質係	に
-------	--------------------	---

」

改め、同条第2号の表中

「

下水道施設課	管理係 整備係 保全係 施設管理係 水質管理係 高松浄化センター 中島浄化センター 清水北部・南部浄化センター（高松浄化センター、中島浄化センター及び清水北部・南部浄化センターには施設係を置く。）	を
--------	--	---

」

「

下水道施設課	管理係 整備係 保全係 施設管理係 高松浄化センター 中島浄化センター 清水北部・南部浄化センター（高松浄化センター、中島浄化センター及び清水北部・南部浄化センターには施設係を置く。）	に
--------	--	---

」

改める。

第3条水道基盤整備課の所掌事務（1）中「水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設に

限る」を「口径300ミリメートル以下の配水施設を除く」に改める。

第3条水道管路課の所掌事務(1)中「水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設を除く」を「口径300ミリメートル以下の配水施設に限る」に改める。

第3条水質管理課の所掌事務に次のように加える。

- (3) 事業場排水の水質規制に関すること。
- (4) 公共下水道への流入水の取締りに関すること。
- (5) 下水浄化センターの水質管理に関すること。

第3条水道事務所の所掌事務(11)中「水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設を除く」を「口径300ミリメートル以下の配水施設に限る」に改める。

第3条下水道維持課の所掌事務中(7)及び(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)から(12)までを(8)から(10)までとし、同所掌事務(13)中「第9号」を「第7号」に改め、同(13)を同所掌事務(11)とする。

第3条下水道施設課の所掌事務中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月25日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項下水道部下水道維持課に関する事項の表中

「

1 取付管布設工事の設計及び施行手続に関すること。				○
2 下水道の流入水に係る指導監督に関すること。				○

を

」

「

1 取付管布設工事の設計及び施行手続に関すること。				○
---------------------------	--	--	--	---

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第65条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 即時支払を必要とする手数料

第173条中「口径100ミリメートル以下の配水管、」を削る。

別表第1 水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

「				特別修繕引当	特別修繕引当金として計上す	」
				金繰入額	るための繰入額	
「				工事請負費	請負工事費	」
				特別修繕引当	特別修繕引当金として計上す	
「				金繰入額	るための繰入額	」
				特別修繕引当	特別修繕引当金として計上す	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の静岡市水道事業及び下水道事業会計規程第173条の規定は、この規程の施行の日以後に初めて減価償却を行う資産に係る減価償却について適用し、同日前に取替法により減価償却を行った資産に係る減価償却については、なお従前の例による。

訓令

静岡市訓令第3号

清水病院

静岡市立清水病院に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成28年静岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第1条中「〔職員〕という。）」の次に「に対する静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第5項の規定に基づく労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する1月を単位とする変形労働時間制による勤務時間の割振り並びに職員」を加える。

第2条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、交替制勤務の看護師等の勤務時間は、1月を平均して1週間当たり38時間45分以内とする。

第3条中「7日以上」を「8日」に改める。

別表1看護師等の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表を次のように改める。

1 看護師等の勤務時間、休憩時間及び休息時間

(1) 交替制勤務以外の看護師等

手術室における勤務に従事する看護師等にあつては次の表の勤務の種類に掲げる勤務の全てを適用し、血液浄化センターにおける勤務に従事する看護師等にあつては同欄に掲げる勤務のうち日勤Fは適用しないものとし、その他の看護師等にあつては同欄に掲げる勤務のうち日勤A、日勤E及び日勤Fは適用しないものとする。

勤務の種類	勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	A 午前7時30分から午後4時15分まで	勤務時間の途中において病院長が指定する45分及び15分	勤務時間内において病院長が指定する15分
	B 午前8時から午後4時45分まで		
	C 午前8時15分から午後5時まで		
	D 午前8時30分から午後5時15分まで		
	E 午前10時から午後6時45分まで		
	F 午前10時30分から午後7時15分まで		

(2) 第1部及び第2部に区分した交替制勤務の看護師等

勤務の種類		勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	A	午前8時15分から午後5時まで	勤務時間の途中において病院長が指定する45分及び15分	勤務時間内において病院長が指定する15分
	B	午前8時30分から午後5時15分まで		
	C	午後12時30分から午後9時15分まで		
長日勤	A	午前8時15分から午後9時15分まで	勤務時間の途中において病院長が指定する60分及び30分	勤務時間内において病院長が指定する2回の15分
	B	午前8時30分から午後9時30分まで		
夜勤		午後8時から翌日午前9時15分まで		

(3) 第1部、第2部及び第3部に区分した交替制勤務の看護師等

勤務の種類		勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	A	午前8時15分から午後5時まで	勤務時間の途中において病院長が指定する45分及び15分	勤務時間内において病院長が指定する15分
	B	午前8時30分から午後5時15分まで		
準夜勤		午後4時30分から翌日午前1時15分まで		
深夜勤		午前零時30分から午前9時15分まで		

別表2 医療技術職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

「

日勤	A	午前7時30分から午後4時15分まで	勤務時間の途中において病院長が指定する45分及び15分	勤務時間内において病院長が指定する15分
	B	午後8時30分から午後5時15分まで		

を
」

「

日勤	A	午前6時15分から午後3時まで	勤務時間の途中において病院長が指定する45分及び15分	勤務時間内において病院長が指定する15分
	B	午前7時15分から午後4時まで		
	C	午前8時15分から午後5時まで		
	D	午前8時30分から午後5時15分まで		
	E	午前9時15分から午後6時まで		
	F	午前10時15分から午後7時まで		

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

各局

静岡市表彰審査委員会規程（平成16年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

第2条第2項中「総務局に」を「市長公室に」に、「総務局長及び総務局市長公室長」を「連携調整監及び市長公室長」に改める。

第3条第3項中「総務局長」を「連携調整監」に改める。

第5条中「総務局市長公室秘書課」を「市長公室秘書課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

各局及び各区役所

静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程（平成27年静岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第2条第1号中「静岡市事務分掌規則」の次に「(平成17年静岡市規則第10号)」を、「規定する」の次に「公室及び総室並びに」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第2号中「局長、区長」を「局長、連携調整監、統括監、区長」に改め、同条第3号中「局次長、」の次に「市長公室長、危機管理総室長、」を加える。

第5条第2項中「政策官」を「市理事」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

各局及び各区役所

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程（平成19年静岡市訓令第38号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第1条中「局」を「局等」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 局等 静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）第1条に規定する公室及び総室並びに局、消防局、上下水道局並びに教育委員会事務局をいう。
- (2) 局長等 局長、連携調整監、統括監、消防局長、上下水道局長及び教育委員会事務局教育局長をいう。

第4条及び第5条中「局長」を「局長等」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「局長」を「局長等」に改め、同条第3項中「局長が」を「局長等が」に改める。

第7条中「局と」を「局等と」に、「局長から」を「局長等から」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

各局

各区役所

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第2条第1号中「局及び」を「公室及び総室並びに局並びに」に改め、同条第3号中「事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）」を「静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）」に改め、「規定する局次長」の次に「、市長公室長及び危機管理総室長」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第16条第1項中「政策官、」を削り、同項第2号中「置かない局」の次に「（公室を含む。）」を加え、同項第4号中「及び政策官」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

各局

静岡市経営会議規程（平成15年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第2条第1項中「規定する局」を「規定する公室及び総室並びに局」に、「及び」を「並びに」に改める。

第3条第1項中「政策官」を「連携調整監」に改め、同条第2項中「公営企業管理者」の次に「、市理事」を加える。

第5条中「局長、」の次に「連携調整監、統括監、」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第9号

各局

各区役所

静岡市職員の人事記録に関する規程（平成15年静岡市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第3条第3項中「規定する課長」を「規定する課等の長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第10号

各局

各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第2条第3項中「統括監」の次に「(局長等を上司とする統括監に限る。)」を加え、「政策官」を「市理事、連携調整監」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第11号

各局

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

第2条中「統括監」の次に「(局長等を上司とする統括監に限る。)」を加え、「政策官」を「市理事、連携調整監」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第12号

各局

静岡市生涯学習推進本部設置規程（平成16年静岡市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

別表中

「

政策官

を

」

「

連携調整監

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第13号

各局
各区役所

静岡市公文例規程（平成15年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室
各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第14号

各局

各区役所

静岡市政策法務推進規程（平成27年静岡市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第15号

各局

各区役所

静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程（平成15年静岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第16号

各局

各区役所

静岡市職員の人事評価に関する規程（平成28年静岡市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第17号

各局

各区役所

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第18号

各局

各区役所

静岡市職員研修規程（平成15年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第19号

各局

各区役所

静岡市職員互助会規則施行規程(平成15年静岡市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第20号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市職員の児童手当事務取扱規程（平成15年静岡市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室
各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局

農業委員会事務局
市議会事務局

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第21号

各局

静岡市建設工事監督規程（平成20年静岡市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第22号

各局

静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程（平成20年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第23号

各局

各区役所

静岡市車両管理規程（平成15年静岡市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第24号

各局

静岡市緑化推進本部設置規程（平成15年静岡市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第25号

静岡市消防本部訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市教育委員会訓令第1号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 海 野 雅 夫

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長

繁 田 和 三

令達先を次のように改める。

各局、市長公室、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

別表第3中

「

下記の箇所を除く全箇所	4人	静岡市役所静岡庁舎及び葵区 役所等衛生管理者
-------------	----	---------------------------

を

」

「

下記の箇所を除く全箇所	5人	静岡市役所静岡庁舎及び葵区 役所等衛生管理者
-------------	----	---------------------------

に、

」

「

保健所及び動物指導センター	1人	保健所衛生管理者	を
---------------	----	----------	---

」

「

保健所	1人	保健所衛生管理者	に、
-----	----	----------	----

」

「

単独校調理場及び学校給食センター	1人	学校給食衛生管理者	を
------------------	----	-----------	---

」

「

単独校調理場及び学校給食センター	1人	学校給食衛生管理者	に
静岡市立中央図書館	1人	中央図書館衛生管理者	

」

改める。

別表第4中

「

保健所及び動物指導センター	1人	を
---------------	----	---

」

「

保健所	1人	に、
-----	----	----

」

「

単独校調理場及び学校給食センター	1人	を
------------------	----	---

」

「

単独校調理場及び学校給食センター	1人	に
静岡市立中央図書館	1人	

」

改める。

別表第5中

「

保健所及び動物指導センター	保健所衛生委員会	13人
教育委員会事務局	教育委員会事務局衛生委員会	7人

を

」

「

保健所	保健所衛生委員会	13人
教育委員会事務局	教育委員会事務局衛生委員会	7人
静岡市立中央図書館	中央図書館衛生委員会	5人

に、

」

「

静岡市立東中学校	静岡市立東中学校衛生委員会	7人
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校衛生委員会	7人
静岡市立西豊田小学校	静岡市立西豊田小学校衛生委員会	7人

を

」

「

静岡市立東中学校	静岡市立東中学校衛生委員会	5人
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校衛生委員会	5人
静岡市立西豊田小学校	静岡市立西豊田小学校衛生委員会	5人

に

」

改める。

別表第6中

「

静岡市役所（清水庁舎）の各所属（上下水道局に限る。）	上下水道局清水庁舎安全衛生委員会	6人
----------------------------	------------------	----

を

」

「

静岡市役所（清水庁舎）の各所属（上下水道局に限る。）	上下水道局清水庁舎安全衛生委員会	7人
----------------------------	------------------	----

に

」

改める。

別表第7中

「				
	下記の組織並びに保健所、動物指導センター及び清水病院を除く全組織	市役所等衛生協議会	13人	を
」				
「				
	下記の組織並びに保健所及び清水病院を除く全組織	市役所等衛生協議会	13人	に、
」				
「				
	教育委員会事務局、単独校調理場及び学校給食センター並びに高等学校、中学校及び小学校	教育委員会安全衛生協議会	19人	を
」				
「				
	教育委員会事務局、単独校調理場及び学校給食センター、図書館並びに高等学校、中学校及び小学校	教育委員会安全衛生協議会	21人	に
」				

改める。

別表第9中

「				
	保健所衛生委員会に係る事務	保険所保健予防課		を
」				
「				
	保健所衛生委員会に係る事務	保健所保健予防課		に、
」				
「				
	教育委員会事務局総括安全衛生管理	教育委員会事務局教職員課		
」				

者の所掌する事務並びに教育委員会事務局衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務		を
---	--	---

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務並びに教育委員会事務局衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員課	に
中央図書館衛生委員会に係る事務	静岡市立中央図書館	

」

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第26号

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市教育委員会訓令第2号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第27号

静岡市消防本部訓令第6号

静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市教育委員会訓令第3号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成23年静岡市訓令第13号、平成23年静岡市消防本部訓令第4号、平成23年静岡市上下水道局管理規程第9号、平成23年静岡市教育委員会訓令第9号、平成23年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市人事委員会訓令第2号、平成23年静岡市監査委員訓令第3号、平成23年静岡市農業委員会訓令第2号、平成23年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 海 野 雅 夫

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
委員長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 辻 和夫

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会
委員長 松 下 光 惠

静岡市代表監査委員
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長 繁 田 和 三

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

第3条第4項中「政策官、局長」を「局長、連携調整監、市長が指定する統括監」に改める。

第5条第1項中「、局」の次に「、市長公室、危機管理総室」を、「事務局」の次に「(以下「局等」という。)」を加え、同条第2項中「局次長を、」の次に「市長公室にあっては市長公室長を、危機管理総室にあっては危機管理総室長を、」を加える。

別表中「局区内」を「局等内」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第28号

静岡市消防本部訓令第7号

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市教育委員会訓令第4号

静岡市選挙管理委員会訓令第3号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市人事委員会訓令第3号

静岡市監査委員訓令第3号

静岡市農業委員会訓令第3号

静岡市議会訓令第3号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市業務改善推進規程(平成24年静岡市訓令第14号、平成24年静岡市消防本部訓令第7号、平成24年静岡市上下水道局管理規程第7号、平成24年静岡市教育委員会訓令第3号、平成24年静岡市選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市人事委員会訓令第2号、平成24年静岡市監査委員訓令第3号、平成24年静岡市農業委員会訓令第3号、平成24年静岡市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 海 野 雅 夫

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

委員長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会

委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 辻 和夫

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会

委員長 松 下 光 惠

静岡市代表監査委員

村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長 繁 田 和 三

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第29号

静岡市上下水道局管理規程第8号

各局

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第30号

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市教育委員会訓令第5号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

別表第2中

「

総務局部会	総務局所属の各課及び東京事務所、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員	総務局次長	総務局総務課
-------	--	-------	--------

を

	事務局		
--	-----	--	--

「

総務局部会	市長公室所属の各課及び東京事務所、危機管理総室、総務局所属の各課、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課
-------	--	-------	--------

に、

「

経済局商工部会	経済局商工部所属の各課、海洋文化都市推進本部及び中央卸売市場	経済局次長	経済局商工部産業政策課
---------	--------------------------------	-------	-------------

を

「

経済局商工部会	経済局商工部所属の各課及び中央卸売市場並びに経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課	経済局次長	経済局商工部産業政策課
---------	---	-------	-------------

に

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第31号

静岡市上下水道局管理規程第10号

静岡市教育委員会訓令第6号

各局

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第32号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第7号

各局

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第30号、平成15年静岡市企業局管理規程第5号、平成15年静岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第33号

静岡市消防本部訓令第8号

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市教育委員会訓令第8号

静岡市選挙管理委員会訓令第4号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市人事委員会訓令第4号

静岡市監査委員訓令第4号

静岡市農業委員会訓令第4号

静岡市議会訓令第4号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程（令和2年静岡市訓令第9号、令和2年静岡市消防本部訓令第9号、令和2年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和2年静岡市教育委員会訓令第3号、令和2年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市人事委員会訓令第2号、令和2年静岡市監査委員訓令第2号、令和2年静岡市農業委員会訓令第2号、令和2年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 海 野 雅 夫

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
委員長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会
委員長 松 下 光 惠

静岡市代表監査委員
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長 繁 田 和 三

令達先を次のように改める。

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

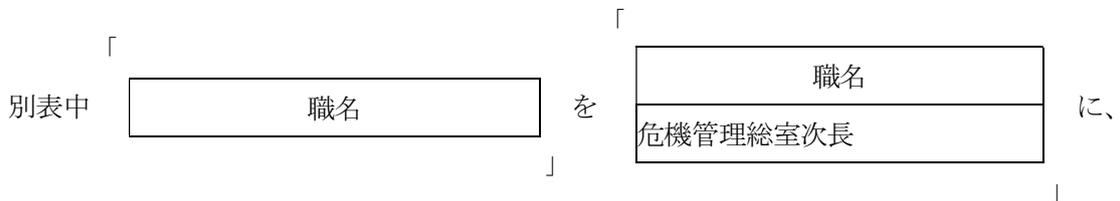
人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

第2条第3号中「規定する」の次に「公室及び総室並びに」を加え、同条第4号中「局長、」の次に「連携調整監、統括監、」を加え、同条第5号中「局次長、」の次に「市長公室長、危機管理総室長、」を加える。



「

総務局ICT推進課長
総務局危機管理総室危機管理課長

」を「

企画局デジタル化推進課長
企画局システム管理課長

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市訓令第34号

静岡市消防本部訓令第9号

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市教育委員会訓令第9号

静岡市選挙管理委員会訓令第5号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市人事委員会訓令第5号

静岡市監査委員訓令第5号

静岡市農業委員会訓令第5号

静岡市議会訓令第5号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市危機対策本部設置規程を次のように定める。

令和3年3月31日

静岡市長

田辺信宏

静岡市消防長 海野雅夫

静岡市公営企業管理者

森下靖

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市選挙管理委員会

委員長 大場知明

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 高山勉

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 辻和夫

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 望月勇志

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市代表監査委員

村松眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷量太郎

静岡市議会議長 繁田和三

静岡市危機対策本部設置規程

(設置)

第1条 静岡市は、危機に際しての対応方針の決定及び情報共有、連絡調整等を迅速に行い、被害の防止又は軽減を図り、もって市民の安全及び安心を確保するため、静岡市危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。
 - イ 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態並びに同法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
 - ウ 新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症をいう。
 - エ その他の危機 アからウまでに掲げるもの以外の市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態で必要があると認めるものをいう。
- (2) 局等 静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）第1条に規定する公室、総室及び局、区役所、会計室、消防局、上下水道局、教育委員会事務局教育局並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局をいう。
- (3) 局長等 局長、連携調整監、市長が指定する統括監、区長、会計管理者及び事務局長をいう。
- (4) 局次長等 局次長、市長公室長、危機管理総室長、副区長、会計室長、消防次長及び事務局次長をいう。

(所掌事項)

第3条 本部は、法令に定めのある事務を除き、次の事項を所掌する。

- (1) 危機に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 危機が発生した場合における初動対応に関すること。
- (3) 危機が発生した場合における必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (4) 危機への対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危機への対応に関し重要な事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長2人、本部総括部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部総括部長は、局長等のうちから市長が指定する職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、公営企業管理者及び局長等の職にある者（前項の職にある者を除く。）をもって充てる。

(職務)

第5条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部総括部長は、副本部長を補佐し、本部員を総括する。

(班の設置)

第6条 第3条に定める所掌事項を円滑に実施するため、本部に総括班を置き、次に掲げる事項を処理させる。

- (1) 各局等から収集した情報の総括に関すること。
 - (2) 各所属との連絡調整に関すること。
 - (3) 対応策の指示及び実施状況の確認に関すること。
 - (4) 職員の動員及び配備に関すること。
 - (5) 報道機関に対する情報提供、協力要請及び連絡調整に関すること。
- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項の班以外の班を置くことができる。
 - 3 班に班長及び班員を置き、本部長が指名する職員をもって充てる。

(検討会議)

第7条 本部の所掌事項について必要な検討等を行うため、本部に検討会議を置く。

- 2 検討会議は、副本部長、本部総括部長及び危機に係る本部員をもって組織する。

3 検討会議の会議は、必要の都度、副本部長が招集する。

(連絡会議)

第8条 本部の所掌事項について必要な連絡調整等を行うため、本部に連絡会議を置く。

2 連絡会議は、本部総括部長、危機管理総室長及び危機に係る局次長等をもって組織する。

3 連絡会議の会議は、必要の都度、本部総括部長が招集する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、危機管理総室において処理する。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第2号

消防局

各消防署

静岡市消防航空隊規程(平成20年静岡市消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月15日

静岡市消防長 海野 雅夫

第9条中「運行管理責任者」を「運航管理責任者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(運航安全管理者)

第9条の2 航空機の運航、消防業務の実施、航空隊員の健康管理その他航空機の運航に必要な事項に関する助言及びこれに必要となる調査研究等を行うため、航空隊に運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は、隊員で航空業務及び消防業務に関する専門的な知見を有するものうちから隊長が指名する。

第19条第1項中「隊長を」を「副隊長を」に改め、同項ただし書中「隊長が航空機に搭乗しない」を「副隊長が乗組員でない」に、「航空機に搭乗する副隊長又は」を「乗組員である」に改める。

第20条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第3号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡市消防長 海野雅夫

第3条第3項第1号中「消防局警防部指令課」を「消防局警防部警防課（以下「警防課」という。）の災害機動支援・部隊管理室員のうち警防課長が指定する職員及び消防局警防部指令課」に改め、同条第6項中「かかわらず」の次に「、警防課長」を加える。

第10条中「消防局警防部警防課長」を「警防課長」に改める。

第20条中「課長補佐」の次に「、室長」を加える。

第31条第1項中「署長、副署長、担当課長」を「担当課長、室長、署長、副署長」に改める。

第37条中「指令課」を「警防課、指令課」に改める。

別表1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表中「副署長」を「室長又は副署長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第4号

消防局

各消防署

静岡市消防局及び消防署安全管理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡市消防長 海野雅夫

第8条第2項中「、主幹」の次に「、室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第114号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「
|

ミニストップ株式会社代表取締役社長

 を
」
「
|

ミニストップ株式会社代表取締役

 に、
」
「
|

株式会社セイコーマート代表取締役社長

 を
」
「
|

株式会社セイコーマート代表取締役

 に
」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第132号

静岡市建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧規程（平成15年静岡市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

題名を次のように改める。

静岡市建築基準法第93条の2の規定に基づく書類の閲覧に関する規程

第1条中「に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類（）」を「の規定に基づく」に、「第11条の4第1項に規定する書類をいう。」を「第11条の3第1項に規定する書類（）」に改める。

第4条中「閲覧所に備え付けてある閲覧簿（別記様式）に、閲覧年月日、住所、氏名、閲覧する敷地の地名、地番及び閲覧の目的を記入し、係員に申し出なければ」を「閲覧請求書（別記様式）を市長に提出しなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市告示第137号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示(平成19年静岡市告示第206号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

ミニストップ株式会社代表取締役社長
株式会社ポプラ代表取締役社長
国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役
株式会社セイコマート代表取締役社長

を

」

「

ミニストップ株式会社代表取締役
株式会社ポプラ代表取締役社長
国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役
株式会社セイコマート代表取締役

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第141号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表第1中「政策官」を「連携調整監」に改める。

別表第3中

「			
	環境局収集業務課長		を
			」
「			
	環境局収集業務課長		に、
	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所生活衛生課長		
			」
「			
	上下水道局水道部水道管路課長		を
			」
「			
	上下水道局水道部水道管路課長		に
	上下水道局水道部水質管理課長		
			」

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市告示第142号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

島田掛川信用金庫 静岡支店	静岡市葵区弥勒一丁目3番12号	本店、支店及び出張所
株式会社商工組合中央金庫 静岡支店	静岡市葵区追手町6番3号	本店、支店及び出張所

を

」

「

島田掛川信用金庫 静岡支店	静岡市葵区弥勒一丁目3番12号	本店、支店及び出張所
---------------	-----------------	------------

に、

」

「

静岡県信用漁業協同組合連合会 本所	焼津市本町一丁目7番1号	支所及び出張所
株式会社ゆうちょ銀行 静岡店	静岡市葵区黒金町1番地の9	本店、支店及び出張所並びに郵便局（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所（同法第7条第1

		項に規定する簡易郵便局を含む。)であって、株式会社ゆうちょ銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）	を
--	--	--	---

」

「

東日本信用漁業協同組合 連合会 静岡支店	焼津市本町一丁目7番1号	静岡支店並びに静岡県内の営業店及び出張店	
株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 2番5号	本店、支店及び出張所並びに郵便局（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所（同法第7条第1項に規定する簡易郵便局を含む。）であって、株式会社ゆうちょ銀行を銀	に

		行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）
--	--	---

」

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市告示第161号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「			
		ミニストップ株式会社代表取締役社長	を
」			
「			
		ミニストップ株式会社代表取締役	に、
」			
「			
		株式会社セイコーマート代表取締役社長	を
」			
「			
		株式会社セイコーマート代表取締役	に
」			

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第169号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

急病センター使用料及び文書料等手数料の徴収事務	一般社団法人静岡市静岡医師会会長	を
」		
急病センター使用料及び手数料の徴収事務	一般社団法人静岡市静岡医師会会長	に、
」		
清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	トレセングループ管理運営共同事業体代表企業公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長	を
」		
清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	静岡スポーツスクエア共同事業体代表企業公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長	に、
」		
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社フレンド動物病院代表取締役	を
」		

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社しん動物病院代表取締役	に、
----------------	-----------------	----

静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	三幸株式会社代表取締役	を
静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市体育協会会長	

静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセ	三幸株式会社代表取締役
--	-------------

<p>ンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務</p>	
<p>静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務</p>	<p>公益財団法人静岡市体育協会会長</p>

に、

<p>生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館) の徴収事務</p>	<p>清水区生涯学習交流館運営協議会理事長</p>
---	---------------------------

を

生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長
--	--------------------

に、

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料の徴収事務	東海安全警備保障株式会社代表取締役
--	-------------------

を

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社中部警備保障代表取締役
--	-----------------

に、

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還	ニッテレ債権回収株式会社代表取締役
--------------------	-------------------

金の収納事務		
静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュ ステーション使用料の徴収事務	駿府城ラン・アンド・リフレッシュステ ーション管理運営共同事業体代表企業 公益財団法人静岡市体育協会会長	を

「

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還 金の収納事務	ニッテレ債権回収株式会社代表取締役	に、
------------------------------	-------------------	----

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	みなとまちアニマルクリニック代表	を
静岡市民文芸売払収入の徴収事務	株式会社戸田書店代表取締役	

」

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社エスポワールベッツ代表取締 役	に、
----------------	------------------------	----

」

「

静岡市立日本平動物園の施設外における 販売に係る入園料の徴収事務	コミュニティ・ネットワーク株式会社代 表取締役社長	を
-------------------------------------	------------------------------	---

」

「

静岡市立日本平動物園の施設外における 販売に係る入園料の徴収事務	コミュニティ・ネットワーク株式会社代 表取締役社長	に
狂犬病予防等手数料の徴収事務	岡島動物病院代表	
狂犬病予防等手数料の徴収事務	小さな動物病院代表	
静岡市あさはた緑地交流広場使用料の徴 収事務	一般社団法人グリーンパークあさはた 代表理事	

」

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

療育の給付

階層 区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月 額	徴収基準加 算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ の課税世帯	4,500円	450円
D 1	A階層、B階層及 びC階層を除き当 該年度分の市町村 民税の課税世帯で あって、その市町 村民税所得割の額 の区分が次の区分 に該当する世帯	3,000円以下	580円
D 2		3,001円以上5,800円以下	690円
D 3		5,801円以上8,700円以下	760円
D 4		8,701円以上13,000円以下	850円
D 5		13,001円以上17,400円以下	940円
D 6		17,401円以上22,400円以下	1,100円
D 7		22,401円以上28,200円以下	1,250円
D 8		28,201円以上58,400円以下	1,620円
D 9		58,401円以上75,000円以下	1,870円
D10		75,001円以上96,600円以下	2,310円
D11		96,601円以上121,800円以下	2,750円

D12	121,801円以上175,500円以下	35,700円	3,570円
D13	175,501円以上221,100円以下	44,000円	4,400円
D14	221,101円以上380,800円以下	52,300円	5,230円
D15	380,801円以上549,000円以下	80,700円	8,070円
D16	549,001円以上579,000円以下	85,000円	8,500円
D17	579,001円以上700,900円以下	102,900円	10,290円
D18	700,901円以上849,000円以下	122,500円	12,250円
D19	849,001円以上1,041,000円以下	143,800円	14,380円
D20	1,041,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

備考

- 1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 2 徴収基準月額の決定の特例
 - ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準月額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - イ 入院又は通院期間が、1月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、更に日割計算によって決定する。

$$\text{基準月額} \times (\text{その月の入院(通院)期間} / \text{その月の実日数})$$
 - ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - エ 児童に扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未

満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の3親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。以下同じ。)がないときは、徴収基準月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収基準月額を設定するものとする。

3 世帯の階層区分の認定

(1) 認定の基礎となる表中の用語の定義

この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。

(2) 認定の原則

世帯の階層区分の認定は、児童の属する世帯(児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものをいう。)の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てに係るその所得割等の課税の有無により行うものとする。

(3) 適用時期

毎年度の徴収基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次の定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者であって政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市（地方自治法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）が徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）第5条に規定する自己負担月額を差し引いた額を超えないものとする。

6 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

7 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示(平成20年静岡市告示第371号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第172号

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成15年静岡市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第1号中「墓園」を「墓地」に改める。

第3条第3号中「区域内」を「区域外」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

- 1 土地利用事業は、国土利用計画法第9条の規定により静岡県が定める土地利用基本計画（以下「県計画」という。）及び市の土地利用に関連する計画の趣旨に沿って立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。

- (1) 都市地域

- ア 市街化区域

- ア 市街化としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、認めないものとする。

- イ 市街化調整区域

- イ 都市計画法の定めがある場合を除き、土地利用事業の施行は、認めないものとする。

- (2) 農業地域

- ア 農用地区域

- ア 土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

- (3) 森林地域

- ア 保安林及び保安施設地区

- ア 土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

- イ 保安林及び保安施設地区以外の森林地域

- イ 次に掲げる森林の区域内における土地利用事業の施行は、極力これらの森林の区域外に指向させるものとする。

- イ (ア) 地域森林計画において、樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

- (イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
 - (ウ) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
 - (エ) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
 - (オ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林
- (4) 自然公園地域
- ア 特別保護地区
土地利用事業の施行は、認めないものとする。
 - イ 特別地域
 - (ア) 第1種特別地域
土地利用事業の施行は、認めないものとする。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。
 - (イ) (ア) 以外の特別地域
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
- (5) (1) から (4) までに掲げる地域のうち、当該 (1) から (4) までに定める地域以外の地域
- 県計画及び市の土地利用に関連する計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
- (6) (1) から (4) までに掲げる地域のいずれにも区分されない地域
- 土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
- 2 施行区域内には、次に掲げる地域を含まないこと。
- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域
 - (2) 自然公園の特別保護地区及び第1種特別地域。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。
 - (3) 文化財保護法、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）に基づく指定文化財の所在する地域。ただし、

風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあつては、この限りでない。

(4) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域。ただし、海岸保全上支障がないと認められる区域にあつては、この限りでない。

3 施行区域内には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。

(1) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地（採草放牧地を含む。以下同じ。）、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地

(2) 林道整備等の林業公共投資の受益地

(3) 県営林及び市有林

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域

4 施行区域内の民有地については、第6条第1項又は第10条の承認を受ける場合は、民有地の面積の100パーセントの地権者の同意が得られていること（承認の申請時においては、原則として100パーセント）。

5 第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する工事は、原則として、同項の承認後5年以内に完了するものであること。

6 土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可の基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。

7 1から6までに掲げるもののほか、関係法令を遵守したものであること。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第2号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、

「

(7) 公 図 写 し 区域周辺も含め着色してください。

(8) 現 況 写 真 手札判程度、大規模開発にあつては撮影位置を現況図に示 を
してください。

」

「

(7) 全部事項証明書 全ての関係する地番

(8) 公 図 写 し 区域周辺も含め着色してください。

(9) 現 況 写 真 手札判程度、大規模開発にあつては撮影位置を現況図に示 に
してください。

」

改める。

様式第3号中「地位継承認申請書」を「地位承継承認申請書」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「2 定款及び商業登記簿謄本」を「2 定款及び登記事項証明書」に改める。

様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「2 住民票又は商業登記簿謄本」を「2 住民票又は登記事項証明書」に改める。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第6号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「申請者」を「届出者」に、「1 法人の商号等の変更の場合は、商業登記簿謄本」を「1 法人の商号等の変更の場合は、登記事項証明書」に改める。

様式第7号から様式第11号までの規定中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

静岡市上下水道局告示第7号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月17日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

表中

「	静岡県労働金庫	本店及び支店	を
	株式会社商工組合中央金庫	本店、支店及び出張所	
」			
「	静岡県労働金庫	本店及び支店	に、
」			
「	静岡県信用漁業協同組合連合会	本所、支所、支店及び出張所	を
」			
「	東日本信用漁業協同組合連合会	静岡支店並びに静岡県内の営業店及び出張店	に
」			

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第11号

静岡海区漁業調整委員会の委員の選挙における静岡市清水区の選挙投票区の区画を指定した告示（平成18年静岡市清水区選挙管理委員会告示第8号）は、廃止する。

令和3年4月1日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 望 月 勇 志